

風車検査スキーム検討委員会の活動紹介

風車検査スキーム検討委員会 委員長 松島 聡

1. はじめに

風力発電設備に定期安全管理検査制度が導入され2017年4月1日から施行された。

日本風力発電協会（JWPA）では、風車の公衆安全確保のため、法に基づく定期安全管理検査制度への移行に向けて、JWPA内に新たに委員会を立ち上げ、実現可能な検査が行えるよう情報収集・試行を行い、国の策定する規程に参考となるよう取組を進めてきたので紹介する（図1参照）。

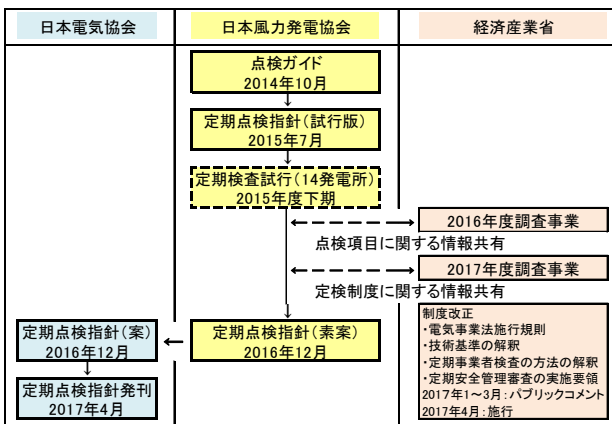


図1 定期点検指針策定の経緯

2. 風車検査スキームの策定

風車検査スキームの構成を図2に示す。JWPAでは、定期的な検査及び審査を試行するため、定期事業者検査のための定期点検指針（試行版）、定期安全管理審査のための手引き（試行版）等を策定した（2015年7月）。

電気事業法第55条	定期事業者検査	定期安全管理審査	評定
実施者	設置者	安全管理審査機関*	国*
政省令	省令94条（改定を想定）	政令9条 省令94条 他（改定を想定）	省令94条
規程	定期事業者検査の時期・方法の解釈（試行版）	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）（試行版）**	-
民間規格等	風力発電設備の定期点検指針（試行版）	定期安全管理審査の手引き（試行版）	-

* 2015年10月からの試行ではJWPAにて実施
 **経産省の内規（20130708商局第3号）に追記して試行版とする
 2015年10月からの試行では試行版にて運用

図2 風車検査スキームの構成

3. 定期安全管理検査の試行

定期安全管理検査制度へのスムーズな移行をはかっていくためには、風車検査スキームを実際に運用し、課題を抽出して改善していく必要がある。このため2015年10月から、定期事業者検査（試行版）を開始し、メーカー別に14の発電所において、定期安全管理審査（試行版）を実施した。

4. 風力発電設備の定期点検指針の策定

風力発電設備の定期事業者検査は、国の規定する定期事業者検査の方法の解釈（定検解釈）に基づき実施される。

風力発電設備の定期点検指針は、試行によって出された改善点を反映するとともに、定期事業者検査の実務にあたって参考とできるように、定検解釈の内容に対し、以下の事項を加えて策定した。

- 点検項目選定の考え方（点検の目的、事故事例と再発防止策の例）
- 点検内容や実施時期の判断基準
- 点検の具体的内容（推奨や例示）
- その他推奨する点検内容
- 点検にあたっての留意事項

定期点検指針は、JWPAで策定した素案を基に日本電気協会での検討・審議を経て、日本電気技術規格委員会機構（JESC）にて民間規格としての承認を得たものである。

5. 定期安全管理検査に関する講習会の開催

定期安全管理検査が的確かつ円滑に実施されるように、本年4月から5月にかけて全国5カ所で定期安全管理検査に関する講習会を開催した（270名参加）。

講習会での説明資料①風力発電設備の定期安全管理審査受審の手引き、②風力発電設備の定期安全管理検査に係るQ&Aについては、講習会での質疑応答の内容を反映して改訂し、JWPAホームページに掲載した（2017年8月）。

6. おわりに

本稿では、JWPAの風車検査検討委員会の活動を紹介した。定期安全管理検査制度の移行が順調に行われ、風車の重大事故が根絶されることを期待している。